

出産・子育て応援事業

全ての妊婦の方・子育て世帯の方が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、令和5年1月より出産・子育て応援事業が始まります。

伴走型相談支援

妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て世帯に寄り添い、出産・育児の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて、必要なサービスのご案内や支援をします。



出産・子育て応援ギフト (経済的支援)

妊娠届出時や赤ちゃん訪問時に面談やアンケートに回答いただき、申請書を提出された方に対して支給します。

支給対象者

- (1) 出産応援ギフト
妊娠の届出をして面談を受けた妊婦の方
(産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した方または、妊娠していることが明らかである方に限る) * 1
- (2) 子育て応援ギフト
赤ちゃん訪問時に面談を受けた児童を
養育する方 * 2

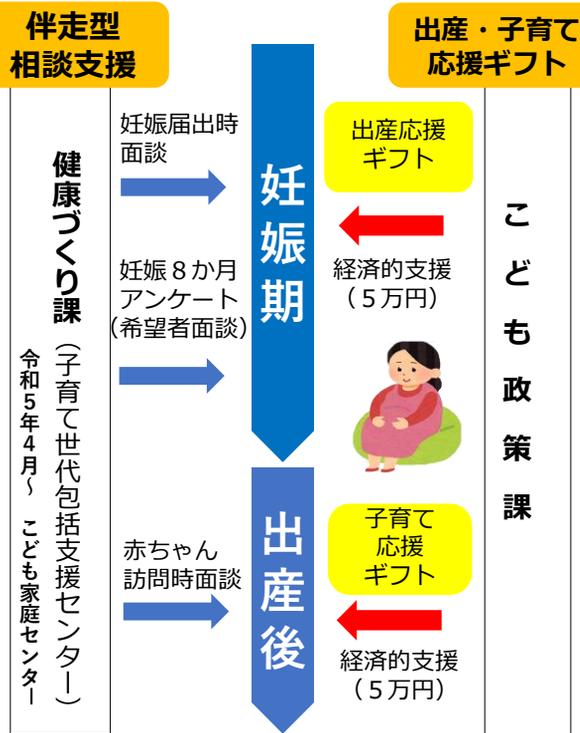
支給金額

令和4年度は口座振込による現金支給

- (1) 出産応援ギフト 妊娠1回につき5万円
- (2) 子育て応援ギフト 対象児童1人につき5万円

- * 1 妊娠届出の際の面談後、申請書を提出前に流産又は死産をした方も支給対象になります。
- * 2 出生届出後、子が死亡した方も支給対象になります。

出産・子育て応援事業の流れ



申請方法

各面談を受け、アンケートに回答後、申請書に以下の必要書類を添えて、郵送または窓口にて申請してください。

- ・申請者の本人確認書類の写し (マイナンバーカード、運転免許証等)
- ・申請者名義の振込先の金融機関口座が分かるものの写し (通帳またはキャッシュカード)

問い合わせ先

【制度 (支給対象者を含む) について】

健康づくり課 (江南市保健センター) 電話0587-54-1111 (内線286・289)
電話0587-56-4111 (直通)

【妊娠期や出産後の面談やアンケートについて】

健康づくり課 (子育て世代包括支援センター) 電話0587-56-4120 (直通)
※令和5年4月〜こども家庭センターに名称変更します

【申請書提出後の支給時期について】

こども政策課 電話0587-54-1111 (内線215・236)



江南市マスコットキャラクター
ふじか
『藤花ちゃん』

Q&A ～よくある質問～

Q1

出産応援ギフト・子育て応援ギフトはいつまでに申請するの？



A1

「出産応援ギフト」は妊娠中に申請してください。

「子育て応援ギフト」は面談日から3か月以内に申請してください。

やむを得ない事情がある場合は、お問い合わせください。

Q2

里帰り出産をします。子育て応援ギフトはどちらから支給されますか？

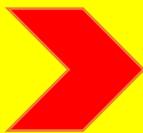


A2

里帰り出産をした方は、里帰り先ではなく、住民票のある江南市において、子育て応援ギフトを支給します。

Q3

妊娠届出の面談後（出産後の面談後）、すぐに市外に転出する予定があります。出産応援ギフト（子育て応援ギフト）は、転出元、転出先どちらに申請すればいいですか？



A3

面談を行った江南市または転出先の市町村で支給します。

ただし、転出先の市町村で支給希望の場合、転出先で再度面談を受け、申請者がすでに出産・子育て応援ギフトを受け取っていないことを申請書で確認した上で支給されます。

Q4

海外で妊娠して帰国した妊婦は対象になりますか？



A4

出産前に日本に帰国した場合には、居住地の住民票のある市町村に妊娠届出を提出し、面談を受けることで対象となります。

Q5

DV被害などを理由に江南市に避難している場合はどうすればいいですか？



A5

DV被害などのやむを得ない理由により住民票と異なる江南市にお住まいの場合でも、申し出により面談を実施したうえで支給します。一度江南市保健センターまでご相談ください。